

環境活動レポート

活動期間:平成27年9月1日～平成28年8月31日

平成28年10月5日作成
改訂 平成28年11月14日

関口建設 株式会社

環境方針

<環境方針>

当社は、建設業者として日々の業務を通じて、地域の環境改善及び、汚染等の予防を実施し、地域社会に貢献します。

環境マネジメントシステムを構築・運営・維持し、継続的改善を図ります。

<行動指針>

1. 以下の事項について実施します。

①二酸化炭素排出量の削減（低炭素社会への対応）

・電力や燃料の削減に努めます

②廃棄物の削減及び再資源化の推進（循環型社会への対応）

・一般廃棄物及び産業廃棄物の排出抑制、再資源化の推進

③排水量の削減（水資源の保全）

・節水活動の実施

④グリーン購入の推進

⑤施工現場において、騒音や振動の抑制など近隣住民へ配慮した施工に努めます。

2. 環境関連法規制や当社が約束したことを順守します。

3. 環境への取り組みを環境活動レポートとしてとりまとめ公表します。

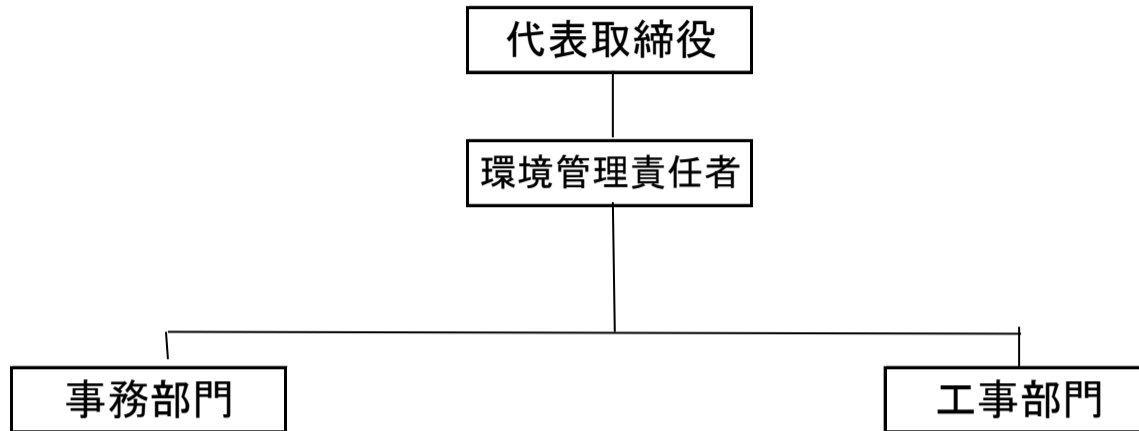
制定日：2012年5月25日

関口建設株式会社 代表取締役

関口 正昭

作成者：環境管理責任者
 作成日：2012年5月25日

関口建設株式会社エコアクション2.1実施体制図



各役割、責任、権限

	役割・責任・権限
代表取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備 ・環境管理責任者を任命 ・環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 ・環境目標・環境活動計画書を承認 ・代表者による全体の評価と見直しを実施 ・環境活動レポートの承認
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムの構築、実施、管理 ・環境関連法規等の取りまとめ票を承認 ・環境目標・環境活動計画書を確認 ・環境活動の取組結果を代表者へ報告 ・環境負荷の自己チェック、取り組みの自己チェックの実施 ・環境目標、環境活動計画書の作成 ・環境活動の実績集計 ・環境関連法規等取りまとめ表の作成 ・環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・環境活動レポートの作成
各部門長	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムの実施 ・環境方針の周知 ・従業員に対する教育訓練の実施 ・環境活動計画の実施及び達成状況の報告 ・特定された項目の手順書作成及び運用管理 ・特定された緊急事態への対応のための手順書作成 ・テスト、訓練を実施、記録の作成 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

目標

年月	2011年9月～	2015年9月～	2016年9月～	2017年9月～
	2012年8月	2016年8月	2017年8月	2018年8月
電気の使用抑制 (kg-CO2)	基準 6,273	4%削減 6,022	2011年比 5%削減	2011年比 6%削減
ガソリンの使用 抑制(kg-CO2)	基準 15,985	4%削減 15,346	2011年比 5%削減	2011年比 6%削減
軽油の使用抑制 (kg-CO2)	基準 19,578	4%削減 18,795	2011年比 5%削減	2011年比 6%削減
水の使用抑制 (m3)	基準 103	4%削減 99	2011年比 5%削減	2011年比 6%削減
産業廃棄物の 抑制(t)	基準 21.4	4%削減 20.6	2011年比 5%削減	2011年比 6%削減
グリーン購入 の推進		事務用品や資材を購入する際に、環境に良い商品を購入できるかを都度検証し、積極的に導入する。2品以上購入を目処とする。		
施工における騒音、振動の防止		施工現場において、低騒音・低振動の重機を使用し、各現場をパトロールを実施する。下請業者にも教育を行う		

※CO2換算係数は0.469を使用した。

当社において化学物質の使用はありません。

今後、管理すべき化学物質を含む資材を使用する際は、SDSを取り寄せ、選定し、より環境によい資材を使用をする。

環境活動計画の内容（2015年9月～2016年8月）

二酸化炭素排出量削減

電気の削減（事務部門）

- ・ 不要照明の消灯
- ・ クールビズ運動
- ・ 空調の設定温度管理
- ・ 空調の運転時間短縮
- ・ 換気の抑制

燃料の削減（事務部門、工事部門）

- ・ エコドライブの徹底
（アイドリングストップ、急加速・急停車の防止、
荷物の軽減、冷暖房の控え目使用 など）

産業廃棄物の削減、マニフェストの管理（工事部門）

- ・ 分別の徹底
- ・ 教育の実施
- ・ マニフェストの管理
- ・ 電子マニフェストの推進

水使用量の節減（事務部門）

- ・ 節水の呼びかけ

グリーン購入の推進（事務部門、工事部門）

- ・ 事務用品や資材を購入する際に、環境に良い商品
を購入できるかを都度検証し、積極的に導入する

騒音・振動の抑制に配慮した施工（工事部門）

- ・ 施工現場において、低騒音・低振動の重機を使用
- ・ 各現場のパトロールを実施する
- ・ 下請業者にも教育を行う

実績と評価

	目標値	実績	基準年比 (%)	達成/ 未達成	コメント
電気の使用 (kg-CO2)	6,022	6,687	106.6	未達成	業務の増加により電気使用量が微増したが、活動は実施できている。
ガソリンの使用 (kg-CO2)	15,346	10,665	66.7	達成	達成できたが、受注する内容によって左右されてしまう。
軽油の使用 (kg-CO2)	18,795	35,366	180.6	未達成	工事件数が増加している、受注内容(重機の使用状況)によって左右されてしまう。
水の使用 (m3)	98.88	255	247.6	未達成	節水の意識は向上しているが、受注件数の増加により水の使用も増えてしまっている
産業廃棄物排出量 (t)	20.6	254.2	1186.7	未達成	元請け工事が増加したため、増えてしまった。受注内容によって左右されてしまう。
グリーン購入	検討した結果、ファイル等2点購入しました。				
施工における騒音、振動の防止	全ての施工現場において、低騒音・低振動の重機を使用しました。現場パトロールにて確認できた。教育も実施できている。				

: 購入電力の実排出係数(0.469kg-CO2/kwh)

次年度の環境活動計画の内容（2016年9月～2017年8月）

二酸化炭素排出量削減

電気の削減（事務部門）

- ・ 不要照明の消灯
- ・ 空調の設定温度管理
- ・ 換気の抑制
- ・ 空調の使用時間抑制
- ・ ブラインドやカーテンの活用検討

燃料の削減（事務部門、工事部門）

- ・ エコドライブの徹底
- ・ 車両の整備

産業廃棄物の削減、マニフェストの管理（工事部門）

- ・ 分別の徹底
- ・ マニフェストの管理
- ・ 電子マニフェストの推進

水使用量の節減（事務部門）

- ・ 節水の呼びかけ

グリーン購入の推進（事務部門、工事部門）

- ・ 事務用品や資材を購入する際に、環境に良い商品を購入できるかを都度検証し、積極的に導入する

騒音・振動の抑制に配慮した施工（工事部門）

- ・ 施工現場において、低騒音・低振動の重機を使用
- ・ 各現場のパトロールを実施する
- ・ 下請業者にも教育を行う

環境関連法規等の遵守状況

環境関連法令項目	内 容	遵守状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の処理は、知事の許可を得た有資格業者へ委託する 産業廃棄物の委託は、書面で委託契約（料金関係についての記載が必要）を結び、契約完了後5年間保管する。 産業廃棄物の処理委託にマニフェスト交付 マニフェストの写しを90日以内に受取る。 最終処分処理終了報告マニフェストを180日以内に受取る。 マニフェストの写しを5年間保存する マニフェストを交付した際には前年度の交付状況を毎年6月30日までに交付状況報告書を都道府県知事に提出する。 前年度の排出量が1,000 t を越えた事業者は毎年、6月30日までに削減計画書を都道府県知事に提出する。 	適合
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	<p>特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努める 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を使用する 対象建設工事の届出義務 	適合
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物管理責任者の設置 産業廃棄物処理の委託先の実地確認とその記録の保存 不適正な処理が行われた場合に必要な措置の実施 	適合
特定特殊自動車排出ガス規制法	<p>特定特殊自動車は、基準適合表示又は少数特例表示が付されたものでなければ、使用してはならない。</p>	適合
騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> 特定建設作業や、地域、時間区分に対する騒音基準の順守 	適合
振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> 特定建設作業や、地域、時間区分に対する振動基準の順守 	適合

環境関連法規等の遵守において、違反はありませんでした。
また、関係当局より訴訟、違反等の指摘は過去3年間ありません。

代表者見直し

エコアクション21の活動を継続していることにより、社員の意識も高まってきている。苦情や事故もなく、運用できている。

目標に関しては、使用設備、元請け・下請け、受注内容、場所など、受注した施工案件による影響が大きい。活動自体はしっかりできているため、日々の管理を適切に行っていくことが重要であると思われます。

今後も、省エネ活動や低排ガス仕様の重機を優先的に使用するなど、環境に配慮した施工を実施していきます。

平成28年10月4日

関口建設株式会社

代表取締役 関口 正昭